

休日の急患診療のお知らせ
病一診連携休日
急患診療室

急病でどうしても受診が必要な方が対象です。診療にあたるスタッフも限られており、薬も必要最小限しか処方できません。軽微な症状の場合は、本来の診療時間内にかかりつけ医で受診してください。

受診する場合は電話等で事前にご相談ください。

場所 ひだか病院
電話 0738-22-1111

◆日曜・祝日の救急診療

※年末年始(12月31日~1月3日)含む

時間

10:00~12:00

13:00~16:00

診療科目

当日の診療医師により専門診療科目は異なります。

担当医師

日高医師会所属の医師が輪番で対応します。必要に応じて、ひだか病院の医師に引き継ぎます。

◆土曜日の小児救急診療

※ただし、土曜日が祝日の場合は除く

時間

15:00~20:00

(受付19:30まで)

診療科目

小児科

担当医師

開業小児科専門医、北出病院勤務小児科医、ひだか病院勤務小児科医の輪番で対応します。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



印鑑登録手数料の
見直しについて

6月1日から、印鑑登録に係る手数料を原則無料(印鑑登録証の紛失・汚損等による再登録の場合は500円)に改定します。

なお、印鑑登録済みでマイナンバーカードをお持ちの方は、印鑑登録証が無くても、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得できます。

コンビニ交付サービスの利用には利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。

問 市民環境課

☎0738・23・5500
FAX0738・24・3255

個人向け太陽光発電設備
・蓄電池導入支援事業
補助金のご案内

市では、再生可能エネルギーの導入による脱炭素化を図るため、太陽光発電設備・蓄電池を同時に導入する個人に対し、必要な経費の一部を補助します。対象設備の要件や申請方法等、詳しくは、次の二次元コードから市ホームページをご確認ください。



問 市民環境課

☎0738・23・5506
FAX0738・24・3255

災害時生活用水協力井戸
登録をお願いします

市では、災害時に水道が機能しなくなった場合に備えて、トイレや洗濯等に使用できる生活用水を無償で提供していただける「災害時生活用水協力井戸」の登録をお願いします。

災害時には、地域住民がお互いに助け合う「共助」が不可欠です。ご協力よろしくお願ひします。

登録の手続き

災害時生活用水協力井戸登録申出書に必要事項を記入して危機管理課までご提出ください。登録要件等、詳しくは、次の二次元コードから市ホームページをご確認ください。



申・問 危機管理課

☎0738・23・5528
FAX0738・52・7036

災害時生活用水協力井戸
支援事業補助金のご案内

市では、災害時生活用水協力井戸へ登録している井戸に対し、手押しポンプ設置の補助金事業を実施しています。停電時には、電動ポンプを設置している井戸は井戸水のみ上げができない恐れがありますが、手押しポンプは停電時でも使用できるため、もしもの備えとして非常に有効です。

対 「御坊市災害時生活用水協力井戸」に登録している井戸の所有者(別途申請が必要)

補助金額

井戸に設置する「手押しポンプ」の購入費用・工事費の

うち、井戸一か所につき、10万円(上限)

※新規で井戸本体を設置される場合は、事前に危機管理課までご相談ください。

申請期限

令和9年2月26日(金)まで
手押しポンプの設置は令和9年3月31日(水)までに完了してください。

※申請前に工事着手された場合は、補助対象となりません。

詳しくは、次の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

申・問 危機管理課

☎0738・23・5528
FAX0738・52・7036

